

第6章 さあ、活動を始めよう

1. 活動組織のつくり方

活動に当たって最初に取り組むことは活動組織をつくることです。活動組織づくりは、①構成員を決める、②活動組織の名称を決める、③活動組織の規約を決める、④役員を決めるという手順を踏むこととなります。

(1) 対象海域と構成単位

活動組織をつくるに当たって最初に行なうことは対象海域(地域)をまとめることです。

わが国の場合、対象資源(藻場、干潟、サンゴ礁)は何れも共同漁業権内あるいは区画漁業権内にあります。したがって、対象海域は共同漁業権ないしは区画漁業権(干潟の場合は区画漁業権が設定されているケースもある)を単位として設定するのが現実的です。

ただ、同一共同漁業権内でもその行使が慣習上、各集落単位に分かれているケースがあります。漁業権の管理主体が各集落単位である場合には、その集落を対象海域として設定することになるでしょう。また、共同漁業権が入会になっている場合は、広域的な漁業集落が構成単位になります。つまり、対象海域の原則は共同漁業権水域を基礎とし、活動組織の構成単位は次の4つに類型化されると考えられます。

- 共同漁業権ないしは区画漁業権を行使する単一の漁業集落からなる活動組織
- 共同漁業権を分割行使する単一の漁業集落からなる活動組織
- 同一の共同漁業権を有する複数の漁業集落からなる活動組織
- 共同漁業権に入会の権利を有する広域的な漁業集落からなる活動組織

各地域の漁業権行使の実情にあわせて活動組織を検討してください。

(2) 構成員

活動組織は、実際に保全活動を担うメンバー(コアメンバー)と活動を支援するメンバー(サポーター)で構成しましょう。コアメンバーは原則として漁協の組合員で漁業に従事する人になりますが、対象資源を直接利用する漁業者に限定する必要はありません。一方、サポーターは地域住民、学生、NPO法人やそれに順ずる任意団体、試験研究機関や行政、漁協の職員など地域の実情に応じて参加してもらってください。活動を地域全体で盛り上げる意味でも、また資源の恩恵は漁業者だけではないという観点から多くのサポーターが参加できるように配慮しましょう。

平成19、20年度の両年に実施する「環境・生態系保全活動支援調査・実証事業」が目指す検証項目の一つに、「保全活動主体として、どのような者が取組めば効率的か」という課題があります。実証事業での検討課題でもありますので、その課題を把握する意味でも構成員については幅広いメンバーで試行する必要があるでしょう。

(3) 活動組織のイメージ

活動組織は、①サポーターが地域住民に限定される住民参加型組織、②サポーターが地域全体に広がりをもった地域交流型組織、③サポーターが地域に限定されずより広い広が

りをもった都市・漁村交流型組織の3つに類型化できるでしょう（図6.1.1参照）。

地域の実情を考慮し、どの種類の活動組織が適切なかを判断してください。都市・漁村交流型に発展できれば、漁業や漁村の国民的理解がより深まるでしょう。

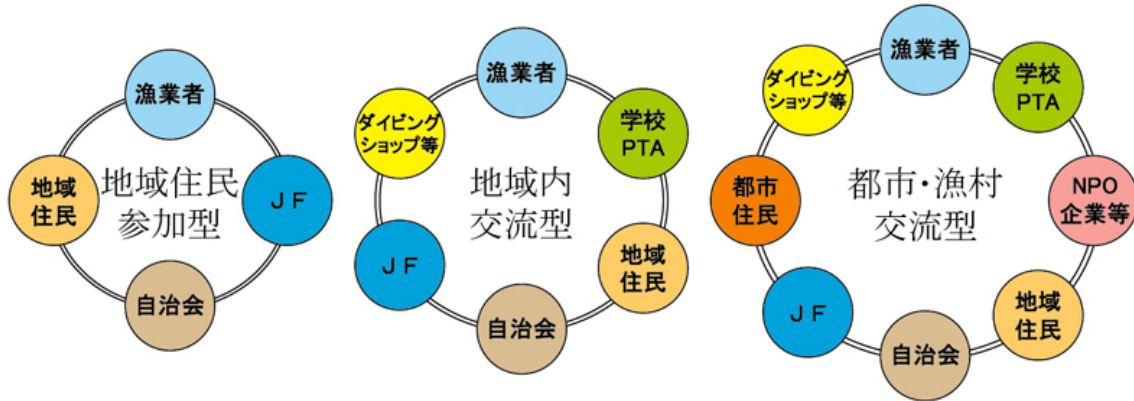


図 6.1.1 活動組織のイメージ

(4) 規約づくり

活動組織の構成員が決まったら、次に活動組織の規約を定めます。規約には、①名称、②目的、③構成員、④役員、⑤議決方法、⑥付議すべき事項等の事項は最小限盛り込み（表6.1.1）、必要な事項がありましたら、付け加えてください。

参考として、平成18年度のモデル地区で実施した活動組織の規約を以下に示しておきますので、参考にして下さい。

表 6.1.1 規約に最低限盛り込んでおくべき事項

名称	活動組織の名称を示します
目的	活動組織の目的を示します。目的には藻場や干潟などの保全活動に努めることを明記してください
構成員	活動組織の構成員を示します
代表・役員	代表や会計などの役員の構成を示します
合議方法	活動組織内の合意・決定方法を明らかにしてください。合意・決定方法は多数決など合理的な方法とする必要があります

(名称)

第1条 この活動組織は、西海市大島地区藻場保全会（以下「本会」）と称する。

(目的)

第2条 本会は、第3条の構成員による保全向上活動を通じ、西海市大島地区に分布する藻場等の環境生態系の保全に努め、漁村環境の良好な保全と資質向上を図ることを目的とする。

(構成員)

第3条 本会の構成員は別紙1のとおりとする。

2. 本会の活動にあたっては必要に応じて活動実施者を募り、実施するものとする。活動実施者は別紙1のとおりとする。

(役員)

第4条 本会に、代表1名、副代表1名、書記1名、会計1名、監査役1名をおくこととする。

2. 代表、副代表及び監査役は、構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3. 代表は、本会を代表し、協議会の業務を総括する。

4. 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5. 書記は、本会の業務の事務等を行なう。

6. 会計は、責任者として事業の会計を行なう。

7. 監査役は、責任者として事業会計の監査を行なう。

(会議)

第5条 本会の会議は必要に応じて会長が召集する。

2. 会議の議長は代表があたり、議案は出席した構成員の1/2以上により決定することとし、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(付議)

第6条 本会の目的を達成するため、会議には次の事項を付議するものとする。

- ① 本会の組織運営に関すること
- ② 本会が実施する活動について、計画すること。
- ③ 本会の出納の監査に関すること
- ④ その他本会の目的を達成するために必要な事項

(雑則)

第7条 この規則で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

－竹島干潟保全会活動組織規約－

(名称)

第1条 この活動組織は、竹島干潟保全会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、第3条の構成員を中核とした活動実施者による保全向上活動を通じ、蒲郡漁協竹島地先に存在する干潟やアマモ場等の資源や漁村環境の良好な保全と質的向上を図ることを目的とする。

(構成員等)

第3条 本会の構成員は別紙1の通りとする。

2. 本会の活動にあたっては必要に応じて活動実施者を募り、実施するものとする。活動実施者は別紙紙1の通りとする。

(代表等)

第4条 本会に、代表1名、事務局1名、監査役2名をおくこととする。代表等は別紙1の通りとする。

2. 代表及び1、監査役は構成員の互選により専任するものとし、事務局は、代表が指名するものとする。

3. 代表は、本会を代表し、会の業務を総括する。

4. 事務局は、本会の業務の事務及び事業の会計を行なう。

5. 監査役は、責任者として事業会計の監査を行なう。

(会議)

第5条 本会の会議は、必要に応じて代表が召集する。

2. 本会の会議は、構成員の1/2以上の出席によって成立する。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

3. 会議の議長は代表があたり、議案は出席した構成員の1/2以上により決定することとし、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

4. 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

(付議)

第6条 本会の旧的を達成するため、会議には次の事項を付議するものとする。

2. 本会の組織運営に関すること

3. 本会が実施する活動についての計画に関すること

4. 本会の出納の監査に関すること

5. その他本会の目的を達成するために必要な事項

(雑則)

第7条 この規約で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

2. 活動の内容

(1) 基本的な考え方

先に示したとおり保全活動の内容は、次の5つのカテゴリーに分けて考えることができます。

- 漁業関係者の意識の向上と活動の質を高めるための活動
- 対象資源の現状を把握するとともにモニタリングする活動
- 対象資源を保全あるいは再生する活動
- 対象資源の効用や保全活動を一般国民に普及啓発する活動
- その他の関連する活動

このうち、対象資源を保全あるいは再生する活動は、漁業生産に直接寄与する活動と間接的な寄与に止まる活動に分かれるでしょう。前者は漁業者に直ちに経済的メリットを発生させるのに対し、後者は少し長いスパンで見た場合に経済的メリットを発生させるもので、むしろより公益性の発揮に重点を置いた活動といえます。もちろん、両方の活動は共に漁業生産の向上に役立つと同時に対象資源の公益性機能を高めることにつながります。

① 漁業者の意識向上と活動の質向上のための活動

従来の漁業関係者の藻場、干潟、サンゴ礁などの対象資源に対する見方は多分に近視眼的でした。もちろん全ての漁業地区がそうだったというわけではありませんが、少なからずこうした考えの漁業地区は存在していましたし、現在も存在します。例えば、内湾域に分布するアマモ場は漁船の航行や採貝漁業に支障をきたすことから邪魔という意識が強かったと思われます。邪魔なものは取り除けという発想です。もちろん、その重要性を認識し、アマモ場を大切にしてきた地域もありますが、それは少数でした。

保全活動の基本は、先ず藻場、干潟、サンゴ礁といった対象資源の重要性を地域の漁業関係者が理解しその認識を深めることです。また、保全活動を実施していくにあたり、より効率的に実施するには知識を持つことです。他の地区で失敗したことを何回も繰り返すのでは能がありません。過去にやられてきたことを知識としてもち、適格な対応をすることがあらゆる活動の前提として重要となります。つまり活動の質を向上させ、より効果的な成果を発揮させるためには、実践の前に過去や類似事例から「学ぶ」ことが大切なのです。



図 6.2.1 千葉県金田地区の協議風景

② 現状把握とモニタリングの活動

対象資源の現状を知ることが、適切な保全活動を展開する上の基礎です。全ては現状の理解から始まるわけだからです。もちろん、優れた漁業者は今でも現状に対する鋭い観察眼をもっていますが、こうして得られた情報は個人のレベルに止まっていた。この情報を地域全体で共有すべきなのです。

このような観点から対象資源の現状を漁業者自ら調べ、保全活動の成果をモニタリング調査によって確認し、新たな対応に役立てていく必要があります。また、海の環境変化を常にモニタリングできる能力は漁業者を置いてほかにはありません。この漁業のもっている特性を十分活かすことは、国民の漁業への理解にも役立つことでしょう。

③ 対象資源の保全と再生の活動

第1章で述べたとおり藻場、干潟、サンゴ礁などの対象資源は、外部環境の様々な変化を受けて減少しています。また、これらの対象資源は「里海」として人の手が加わることによって維持されてきました。しかし、この管理機能が低下しています。

対象資源を保全、あるいは再生する活動は、藻場の場合は第3章で述べたとおり基本的には、海藻（草）類の「生産力の向上活動」と海藻を食べる動物の「食圧の低減活動」に大別できます。また、干潟の場合は第4章に述べたとおり、干潟の「場の保全活動」と「生息生物の保全活動」に基本的に類型化できます。

④ 対象資源の効用や保全活動の普及啓発

藻場、干潟、サンゴ礁などの沿岸域の特徴的生態系の重要性とその公益的機能は必ずしも地域住民や国民に理解されているとはいえません。また、わが国の漁業への理解の深化や漁業者の活動を広く認識してもらうためにも普及啓発の活動は重要です。

普及啓発の方法は、先に示したとおり「見る・聞く」のレベル（活動の広報活動）、「体験」のレベル（環境・体験学習の実施）、「参加」のレベル（地域や一般市民との連携）に分けられますが、それぞれにレベルに対応する普及啓発活動が取組まれるべきでしょう。

⑤ その他関連する活動

その他の関連する活動としては、藻場や干潟の場合は海底、海浜清掃、流入河川等での植樹活動などがあります。また、サンゴ礁の分布する海域では、ウミガメの保護やマングローブの植樹や保全などの地域の特徴的な環境・生態系保全活動が加わるでしょう。

(2) 藻場保全のための活動項目

藻場保全のための活動の項目は表 6.2.1 のように整理されます。これらの活動のうち必須項目に■印を、選択必須項目に①印（この活動区分のうちどれかひとつは必ず実施する）を、自由選択項目に△印を付けました。地域の実情に則して保全活動項目を選定してください。

表 6.2.1 藻場保全のための活動項目

活動の区分	活動の内容	選択	活動の性格	
計画の進行管理	保全活動計画の策定	■	○	
	保全活動の記録・保存	■	○	
	保全活動の効果の測定	■	○	
意識向上と活動の質向上のための活動	藻場保全のための研修会	■	○	
	有識者との学習会	①	○	
	全国事例の視察	①	○	
現状把握とモニタリングの活動	藻場の現状把握	■	○	
	磯焼け状態のモニタリング	■	○	
	漁場の監視	■	○	
	環境異変の監視・記録	△	○	
保全活動	生産力の向上活動	施肥による栄養塩供給	△	○
		磯掃除	△	△
		母藻の供給	△	○
		種苗の供給	△	○
		アマモ場の再生	△	○
	食圧の低減活動	ウニ類の移殖	△	△
		ウニ類の駆除	△	○
		食害動物の防除	△	○
		植食性魚類の駆除	△	○
		食圧吸収のための餌料供給	△	△
普及啓発活動	活動の広報	パンフレット等の広報資材の作成	①	○
		ホームページやブログの作成	①	○
		案内板等の設置	①	○
	環境・体験学習の実施	藻場観察会の実施	△	○
		アマモ種子採取や種苗づくり体験	△	○
		体験漁業の実施	△	○
	地域や一般市民との連携	スキューバダイバー等との連携	①	○
		地域住民との連携	①	○
		学校教育との連携	①	○
その他関連する活動	資源保護の取組み	■	△	
	海底清掃	△	○	
	周辺海浜での清掃活動	△	○	
	流入河川等での植樹活動	△	○	

活動の性格：○は漁業への直接メリットは少ない、△は漁業への直接メリットあり

(3) 干潟の保全活動項目

干潟保全のための活動の項目は表 6.2.2 のように整理されます。これらの活動のうち必須項目に■印を、選択必須項目に①印（この活動区分のうちどれかひとつは必ず実施する）を、自由選択項目に△印を付けました。地域の実情に則して保全活動項目を選定してください。

表 6.2.2 干潟保全のための活動項目

活動の区分		活動の内容	選択	活動の性格
計画の進行管理		保全活動計画の策定	■	○
		保全活動の記録・保存	■	○
		保全活動の効果の測定	■	○
意識向上と活動の質向上のための活動		干潟保全のための研修会	■	○
		有識者との学習会	①	○
		全国事例の視察	①	○
現状把握とモニタリングの活動		干潟の現状把握	■	○
		資源調査	■	○
		漁場の監視	■	○
		干潟利用者の把握	△	○
		環境異変の監視・記録	△	○
保全活動	場の保全活動	客土	△	○
		砂の移動防止	△	○
		海底耕耘	△	○
		死殻の回収	△	○
		漂着ゴミの回収	△	○
		被覆生物の除去	△	○
	生息生物の保全活動	二枚貝類等の移殖放流	△	△
		稚貝の沈着促進	△	○
		稚貝の分散移動	△	△
		害敵生物の駆除	△	○
		害敵生物の防除対策	△	○
		干潟生物の資源管理	△	△
普及啓発活動	活動の広報	パンフレット等の広報資材の作成	①	○
		ホームページやブログの作成	①	○
		案内板等の設置	①	○
	環境・体験学習の実施	干潟観察会の実施	△	○
		野鳥観察会の実施	△	○
		体験漁業の実施	△	○
	地域や一般市民との連携	地域住民との連携	①	○
		学校教育との連携	①	○
		流域住民や諸団体との連携	①	○
その他関連する活動		海底清掃	△	○
		周辺海浜での清掃活動	△	○
		流入河川等での植樹活動	△	○

活動の性格：○は漁業への直接メリットは少ない、△は漁業への直接メリットあり

(4) サンゴ礁の保全活動項目

サンゴ礁保全のための活動の項目は表 6.2.3 のように整理されます。これらの活動のうち必須項目に■印を、選択必須項目に①印（この活動区分のうちどれかひとつは必ず実施する）を、自由選択項目に△印を付けました。地域の実情に則して保全活動項目を選定してください。

表 6.2.3 サンゴ礁保全のための活動項目

活動の区分		活動の内容	選択	活動の性格
計画の進行管理		保全活動計画の策定	■	○
		保全活動の記録・保存	■	○
		保全活動の効果の測定	■	○
意識向上と活動の質向上のための活動		サンゴ礁保全のための研修会	■	○
		有識者との学習会	①	○
		全国事例の視察	①	○
現状把握とモニタリングの活動		リーフチェック	■	○
		陸域からの負荷の監視	①	○
		漁場の監視	①	○
		環境異変の監視・記録	①	○
保全活動		オニヒトデの駆除	△	○
		オニヒトデの処分や有効利用	△	○
		サンゴの種苗生産	△	○
		サンゴの移殖	△	○
普及啓発活動	活動の広報	パンフレット等の広報資材の作成	①	○
		ホームページやブログの作成	①	○
		案内板等の設置	①	○
	環境・体験学習の実施	サンゴ観察会の実施	△	○
		体験漁業の実施	△	○
	地域や一般国民との連携	スキューバダイバー等との連携	①	○
		地域住民との連携	①	○
学校教育との連携		①	○	
その他関連する活動		ウミガメの保護	△	○
		マングローブの植樹や保全	△	○
		周辺海浜での清掃活動(ビーチクリーン)	△	○

活動の性格：○は漁業への直接メリットは少ない、△は漁業への直接メリットあり

3. 活動計画の立案

(1) 活動目標の明確化

さて、活動組織ができれば、次に行なうことは1年間の活動計画を立案することです。計画の立案にあたっては、「2. 活動内容」に示しました各対象資源別の活動項目からその地域で行なう項目を選定します。

活動項目は、必須項目、選択必須項目、自由選択項目の3つに分かれていますので、活動組織で話し合い、どの項目を実施すべきか判断してください。なお、この活動項目は平成18年度に実施した事例調査やアンケート調査に基づいて作成していますので、欠落している項目もあるかもしれません。気がついた点がありましたら表6.2.1～6.2.3に示した項目にとらわれず地域の独自の判断で加えてください。

自由選択項目は地域の実情によって大きく異なってきます。例えば、藻場であれば現在の藻場の現状と藻場を保全する上でどのような課題があるのかを分析し、今まで実施してきた活動実績を総括して、将来の方向性や目標を定めます。藻場の保全方策を検討する上での切り口は、海藻の「生産力の向上活動」と海藻を食べる動物の「食圧の低減活動」になりますが、対象海域の藻場を維持するためには、あるいは再生するためには何をすべきかを検討しましょう。この際、地域の普及員や試験研究機関等の専門家に相談するとよいでしょう。

方向を明確にした後、実際の活動項目と活動概要を決定します。さらに活動組織の構成員の役割分担を定めます。

(2) 藻場の保全活動計画の事例

平成 18 年度に実施したモデル地区での活動実績のうち、長崎県西海市大島地区で実施した保全活動計画の事例を以下に示します。この計画を参考にして、それぞれの地域での保全活動計画を立案してください。

－西海市大島地区藻場等環境・生態系保全向上活動計画－

第 1 協定の対象となる資源の範囲

長崎県西海市、西海大崎漁協大島地先の藻場・浅場域（活動海域位置図参照）

第 2 実施計画

(1) 地区の目指すべき方向

①藻場の現状と課題

西海大崎漁協大島地区は藻場・浅場域の共同漁業権漁場を有しており、アワビ、ウニ、サザエ、ワカメの漁場となっている。近年、磯焼けと漂流物の漂着により漁場に悪影響をおよぼしていることから、早急な環境保全と管理活動が要求される。

②地域で実施されている共同活動の現状と課題

大島地区は組合員の生産力と漁業所得の向上を主目的として、アワビ、ナマコの種苗放流、ワカメの種苗生産を実施している（以下参照）。しかし、漁業をめぐる環境が厳しさを増す中で、漁業経営、漁協経営ともに厳しく、活動資金の不足等から十分かつ継続的な活動の実施に支障をきたす状況となっている。

（大島地区の活動実績）

①アワビ・ナマコの種苗放流	⑦放流アワビ混獲調査
②ワカメの種苗生産	⑧クロメの試験増殖
③ガンガゼウニ、巻貝、ヒトデの駆除	⑨ホンダワラの試験増殖
④クロメの種苗生産	⑩魚醤油製造研究
⑤磯焼け調査	⑪水産教室
⑥海岸清掃	⑫アオリイカ産卵場造成

③地域漁業及び地域振興の方向や目標

藻場・浅場域を中心として展開されるアワビ・ウニ漁業等が地区の基幹漁業であることから、藻場・浅場域の環境保全と生産力の向上が重要な課題となっている。本活動を通じて、良好な藻場・浅場域の環境を維持、保全し、生産力と漁業所得の向上を図ることで地域漁業の振興につなげ、もって藻場・浅場域が発揮する生物多様性保持機能等の促進をさせる。

④活動実施の基本方針・考え方

これまでに西海大崎漁協青壮年部が取組んできた活動を基軸として、藻場・浅場域の環境保全活動を適切に実施していく。実施にあたっては、藻場・浅場域及びそこで展開されている地域漁業への理解や啓蒙を図るべく地域の小学校等と連携して実施するものとする。

(2) 活動概要

実施活動	活動概要	活動の区分
計画策定	藻場・浅場域の資源、漁村環境等を保全するための具体的な活動について実施計画を策定する。	計画策定
藻場の管理	藻場・浅場域の海藻分布確認のため、潜水調査を実施する。	藻場管理活動
藻場の再生	クロメの種苗生産および海藻食害動物を駆除し、藻場・浅場域の再生を行なう。	藻場再生活動
磯掃除	海岸に漂着したゴミの除去による藻場・浅場域の保全を行なう。	保全活動
海浜環境啓発	藻場・浅場域の重要性や地域漁業への理解を得ることを目的に海浜環境体験学習を実施する。	保全活動
食害魚類活用	海藻食害魚類である、アイゴの調理コンテストを開催し、食害魚類の有効活用を図る。	食害魚類対策

第3 構成員及び活動実施者の役割分担

成員	役 割
〇〇〇〇	前掲第2に定める活動について、活動の計画の立案、準備等を担当するとともにほかの構成員と連携して実施する。
〇〇〇〇	前掲第2に定める活動について、活動の具体的な実施方法の立案や準備、活動に当たっての技術的支援等、中核的な活動について実施する。
〇〇〇〇	前掲第2に定める活動について、指導、助言、資機材貸与、事務管理等の支援を行なう。
その他 (活動実施者)	前掲第2に定める活動について、構成員と連携して実施する。

第4 資金計画

・活動資金の使途

モデル的活動資金の3,000千円は、下表のとおり支出する計画とする。

項目	活動資金の使途	金額
藻場の管理	潜水調査等の費用	1,125,000
藻場の再生	海藻母藻、備船料、潜水土等の費用	840,000
磯掃除	備船料、日当等	715,000
海浜環境啓発	学校訪問による啓発活動経費他	37,000
食害魚類活用	アイゴ調理コンテスト費用	181,000
活動組織の管理運営 に要する経費		102,000
計		3,000,000

(3) 干潟の保全活動計画の事例

平成18年度に実施したモデル地区での活動実績のうち、愛知県蒲郡市竹島地区で実施した保全活動計画の事例を以下に示します。この計画を参考にして、それぞれの地域での保全活動計画を立案してください。

－竹島地域干潟等環境・生態系保全向上活動計画－

第1 協定の対象となる資源の範囲

愛知県蒲郡市西田川河口から蒲郡市竹島埠頭地先に至る干潟・浅場域
(別紙1位置図に示すとおり)

第2 実施計画

(1) 地域の目指すべき方向

① 干潟の現状と課題

蒲郡漁協竹島支所は広大な干潟を共同漁業権漁場として有しており、干潟域におけるアサリ漁業が基幹漁業となっている。近年、二枚貝類の死貝(殻)の堆積や被覆生物(ホトトギスガイ)の発生等、干潟域の環境に悪影響を及ぼす現象が頻繁に現れるようになっている。こうした現象によって基幹漁業も影響を受けており、早急な環境保全、管理活動が要求されている。

② 地域で実施されている共同活動の現状と課題

蒲郡漁協竹島支所は、これまで生産力向上を主目的とした干潟域の環境保全活動を実施してきた実績がある(以下参照)。しかし、漁業をめぐる環境が厳しさを増す中で、漁家経営、漁業経営ともに厳しく、活動資金の不足から十分かつ継続的な活動の実施に支障をきたす状況となっている。

(蒲郡漁協竹島支所の活動実績)

- ・ 漁場清掃 (毎年2回 5、9月頃に実施)
- ・ 海岸清掃
- ・ 外敵生物 (ツメタガイ) 駆除
- ・ 干潟耕耘、干潟ならし
- ・ ホトトギスガイ 駆除
- ・ 稚貝移植・拡散
- ・ 死貝等の回収処理
- ・ 干潟の体験学習 (竹島小学校の児童対象)

③ 地域漁業及び地域振興の方向や目的

干潟域を中心として展開されているアサリ漁業が地域の基幹漁業であることから、干潟域の環境保全と生産力の向上が重要課題となっている。本活動を通じて、良好な干潟域の環境を維持、保全し、生産力の向上を図ることで地域漁業の振興につなげ、もって干潟が発揮する水質浄化機能や生物多様性保持機能等の促進をさせる。

④ 活動実施の基本方針・考え方

これまでに蒲郡漁協竹島支所が取り組んできた活動を基軸として、干潟域の環境保全活動を適切に実施していく。実施に当たっては、干潟域及びそこで展開されている地域漁業への理解や啓蒙を図るべく実施するものとする。

(2) 活動の概要

竹島干潟保全会の活動は次のとおりとする。

実施活動	活動の概要	活動の区分
計画策定	干潟やアマモ場等の資源、漁村環境等を保全するための具体的な活動について実施計画を策定する。	計画策定
パンフレット作成	干潟の重要性や地域漁業への理解を得ることを目的とし、干潟の生物や環境、地域漁業についての啓蒙普及パンフレットを作成する。	啓蒙・普及・教育活動
干潟耕耘、干潟ならし	干潟場の環境保全を図る活動として、干潟の移動や天地返し等の活動を実施する。	保全活動 (干潟場の保全)
ホトトギスガイ及びツメタガイ駆除	干潟場の環境保全を図る活動として、ホトトギスガイ及びツメタガイの駆除活動を実施する。	
稚貝移植・拡散活動	干潟場の生物資源を保全する活動として、干潟にアサリ稚貝の移植及び漁場内での拡散を実施する。	保全活動 (干潟生物の保全)

(3) 構成員及び活動実施者の役割分担

竹島干潟保全会の構成員及び活動実施者の役割分担は次のとおりとする。

構成員	役割
氏名を書く	前掲第2に定める活動について、活動の計画の立案、準備等を担当するとともに、他の構成員と連携して実施する。
蒲郡漁協竹島支所	前掲第2に定める活動について、指導、助言、資機材貸与、事務管理等の支援を行う。
その他（活動実施者）	前掲第2に定める活動について、構成員と連携して実施する。

(4) 資金計画

モデル的活動資金は、次のとおり支出する計画とする。

項目	活動資金の使途	金額	
啓蒙普及教育活動	干潟の啓蒙普及パンフレットの作成費用	200千円	
保全活動	干潟場の保全活動	1,790千円	
	干潟場の保全活動		干潟耕耘、干潟ならし等の費用 ホトトギスガイ、ツメタガイの駆除費用
	干潟生物の保全活動	アサリ稚貝の移植・拡散等の費用	970千円
活動組織の管理運営に要する経費	活動組織の管理運営に係る事務費等	40千円	
合計		3,000千円	

4. 活動予算の策定

(1) 活動費の現状

① 支払の有無と非支払いの理由

平成 18 年度に全国の漁協・支所に対して実施したアンケート調査によりますと、保全活動に対して費用支出をしている漁業地区は 59.0% でした。つまり、保全活動を実施している漁業地区の約 6 割で何らかの形で活動費用を支出しています。ただ、約 4 割の漁業地区では活動費用を支出しておりませんが、その理由は本来「自費で行なうべき」活動であるからという回答が約 4 割、「漁協の財政が厳しい」から支出したくとも支払えないという回答が約 3 割を占めていました（表 6.4.1）。

表 6.4.1 保全活動に対する活動費用の支出の有無と非支払の理由 単位：%

活動費用支出の有無	藻場	干潟	サンゴ礁	合計
以前から支払っていない	43.5	20.6	23.5	36.0
以前は支払っていたが今は支払っていない	5.1	4.9	5.9	5.1
支払っている	51.5	74.5	70.6	59.0
非支払の理由(複数回答)	藻場	干潟	サンゴ礁	合計
自費で行なうべきだから	42.6	42.3	0.0	41.1
漁協の財政が厳しいから	25.2	46.2	60.0	30.1
その他	29.6	15.4	40.0	27.4
不明	6.1	3.8	0.0	5.5

「平成 18 年度アンケート調査結果」より作成

② 支払費用項目

保全活動に対して支払われている費用は、日当、備船費、燃油代、資器材費、駆除した動物の処分費、機械購入費、会議費、車輛費、保険料などです。

表 6.4.2 は活動費用項目別の支払い漁業地区数とその割合を示したのですが、最も支払頻度が高い費用項目は日当と備船費でした。

表 6.4.2 保全活動に支払われている費用項目（複数回答） 単位：%

支払費用項目	藻場	干潟	サンゴ礁	合計
日当	68.5	80.9	55.6	72.4
備船費	69.4	58.8	55.6	64.9
燃油代	17.6	17.6	22.2	17.8
資器材費	17.6	13.2	11.1	15.7
処分費用	2.8	13.2	22.2	7.6
機械購入費	1.9	2.9	0.0	2.2
会議費(弁当・飲料含む)	3.7	5.9	0.0	4.3
その他	5.6	8.8	33.3	8.1

「平成 18 年度アンケート調査結果」より作成

③ 支払金額の相場

平成 18 年度のアンケート調査結果によると、日当の平均値は、藻場で 7,833 円、干潟で 5,440 円、サンゴ礁で 24,200 円でした。干潟は陸上作業が中心で作業時間が短いことから最も安く、一方、サンゴ礁の作業は大部分が潜水作業を伴うことから最も高い金額となっていました。作業の内容によって支払われる日当の相場は大きく変動するようです。

図 6.4.1 は支払われている日当の金額階層別の地区数を示したのですが、3,000 円、5,000 円、10,000 万円にそれぞれモードがありました。

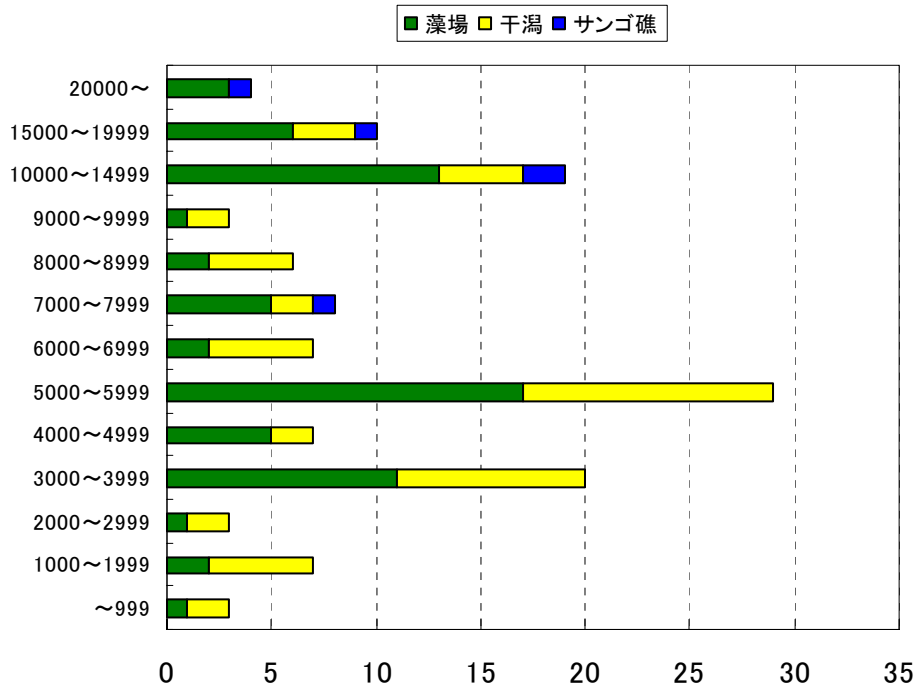


図 6.4.1 支払われている日当の金額階層別分布

「平成 18 年度アンケート調査結果」より作成

一方、備船費は 1,000~100,000 円/隻・日の範囲にあり、全平均は 16,524 円/隻・日でした。図 6.4.2 は備船費の金額階層別の漁業地区数を示したのですが、3,000 円/隻・日以下の地区が最も多い結果でした。

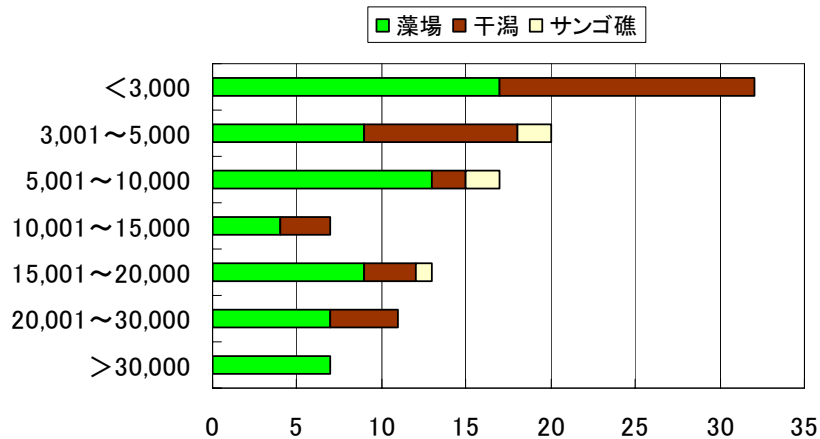


図 6.4.2 支払われている備船費の金額階層別分布

「平成 18 年度アンケート調査結果」より作成

なお、平成 18 年度に実施した全国のモデル地区 5 地区の日当と備船費は表 6. 4. 3 に示すとおりです。地区によって作業内容に差がありますので支払単価は一様ではありません。

表 6. 4. 3 モデル地区の活動費の支払単価 単位：円

モデル地区名	対象資源	日当				備船費
		潜水作業	作業(A)	作業(B)	会議出席	
北海道増毛地区	藻場	40,000	-	-	-	-
岩手県久慈二子地区	藻場	42,000	7,000	3,000	-	3,000
千葉県金田地区	干潟	-	-	5,000	-	3,000
愛知県竹島地区	干潟	-	20,000	10,000	-	10,000
長崎県大島地区	藻場	20,000	5,000	5,000	1,000	10,000

注) 増毛地区と久慈二子地区の潜水作業は外注単価

(2) 費用の考え方

活動に関わる日当や備船費の単価は、作業の内容や備船する漁船の大きさ、拘束時間によって変わってきます。なお、漁業者の直接的メリットとなる活動と間接的なメリットになる活動でも単価の設定は変わってくるでしょう。また、害敵生物の駆除などの活動は 1 尾〇円というような実績主義を採用するケースも出てくるでしょう。

今までの慣習もあると思われますので、上述した全国の相場を参考にして、各地域の実情に応じて判断してください。

日当と備船費の他に、活動によって資器材や消耗品などの購入費用、どうしても内部でできないような外注費用、害敵生物やゴミ類等の処分費用なども発生しますが、これらについては実費を支出することになります。

(3) 予算案の作成と執行管理

費用単価を決め、購入費用に関しては見積をとり、活動計画に基づいて予算案を作成します。費用の支出は会計責任者を決め、支出の執行管理を適切に行なってください。会計責任者は漁協の職員にお願いすることも十分考えられます。この場合には、事務手数料を支払うことになります。

5. 活動記録の保存

活動の記録は後述する効果の測定のために重要です。

活動を記録する項目のリストを表 6.5.1 に示しました。この内容を確実に記録し、保管しておいてください。

また、活動の様子はデジタルカメラ等で活動項目毎に撮影し、ファイル等に整理しておいてください。作成した普及啓発の資材や会議資料も保管しておいてください。

これらの記録は時系列的に整理しておくようにしましょう。

表 6.5.1 活動記録内容のリスト

記録内容	備考
活動日時	
活動場所	海域の場所を地図で示してください
参加者数	参加者のタイプ別(コアメンバー、サポーター)の参加者数を明記してください
活動時間数	実質活動時間
備船数	船のトン数も記録してください
活動の具体的内容	活動の内容が具体的にわかるように明記してください
活動の成果	例えば駆除したウニの個体数や移殖した稚貝の数量等の1次的成果を記録を計数してください
使用した資器材	活動に要した資器材の種類や調達方法を明記してください
活動費用の内訳	費用の内訳がわかるようにしてください

6. 効果の測定

平成19年度から実施する「環境・生態系保全活動支援調査・実証事業」では、実証事業を通じて次の事項を検証することとしています。

- ① 保全活動主体として、どのような者が取組めば効率的か。
- ② 効果的な保全活動の種類と効果的な実施のしかたとは、どのようなものか。
- ③ 各活動には、どの程度の経費がかかるのか。
- ④ 効果的な保全活動を促進するためには、どのような誘導施策が効率的・効果的なのか。
- ⑤ 保全活動を展開するに当たって、どのようなことが課題となるのか。

したがって、この実証事業では例えば藻場が何ヘクタール再生されたとか具体的な成果を検証することを求めているわけではありません。むしろ、これだけの労力（人・時間）を掛けた結果、ウニの駆除個体数は何個体であったとか、ナルトビエイの捕獲個体数はこれだけであったというように、努力量に対する成果が得られればよいのです。

最後に活動を通じて参加者の意識がどのように変化したかを確認しておくことも大切です。表6.6.1は平成18年度のアンケート調査結果から保全活動がどのような効果を発揮しているかを聞いたものです。活動の参加者や地域住民にこの種のアンケート調査を実施して意識面での変化を把握しておきましょう。

表 6.6.1 保全活動に取り組んだ結果の地域波及効果

設問項目	藻場		干潟		サンゴ礁		合計	
	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)
組合員の意識が向上している	95	39.6	45	46.4	9	52.9	149	42.1
水産資源が回復・持続している	94	39.2	34	35.1	6	35.3	134	37.9
現時点では効果は出していない	81	33.8	31	32.0	4	23.5	116	32.8
組合員以外の参加による都市住民との交流	3	1.3	3	3.1	6	35.3	12	3.4
地域住民の連携が強まっている	7	2.9	5	5.2	0	0.0	12	3.4
漁村の女性や高齢者の活動機会が増加	1	0.4	4	4.1	0	0.0	5	1.4
その他	9	3.8	4	4.1	0	0.0	13	3.7
実回答数	240	100.0	97	100.0	17	100.0	354	100.0

「平成18年度アンケート結果」より作成